

人吉市農業委員会定例総会

(第5回)

令和5年5月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年5月25日

人吉市役所 3階 301大会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 25 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 26 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 27 号 人吉市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について
日程第 4 議第 28 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 5 議第 29 号 令和5年度農地利用集積等促進計画案について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲

同	17番	簗田秀彦
同	18番	渕上澄雄
同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原口政廣

議事録署名農業委員 8番 堤 千鶴子
議事録署名推進委員 24番 東 悟

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	渕田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和5年第5回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に8番委員、24番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第25号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第25号 朗読

○（議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。それでは、議第25号、農地法第3条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農

振区分は農用内、面積は3, 0 0 2 m²です。権利種別は3条の有償移転、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。野菜を栽培されるということになっております。申請地の現地確認をしたところ、譲受人夫婦で農作業をされており、現在は借りて野菜を数種類栽培されておられます。現地にはトラクターも置いてありました。話を伺ったところ、取得後も野菜栽培を続け、地区の刈払い、溝さらい等には積極的に参加するという事で、譲受人は新規就農者であります、特に問題ないと思います。位置図はタブレットをご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

- （議長）ありがとうございます。1番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について4番委員の調査報告をお願いします。

- （4番委員）おはようございます。農地法第3条の2番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田が3筆、現況は畑が2筆、田が1筆です。面積は3筆合計の2, 0 4 9 m²となっております。農振区分は農用内となっております。権利種別は3条の無償移転、贈与となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。現地の確認に行きましたところ、荒れており、水害にも遭っている土地でございます。また、譲渡人と譲受人の親族関係について伺いましたが、親族関係ではないとのことでした。譲渡人は県外から嫁ぎに来られましたが、ご主人が亡くなられて譲渡人が相続されました。必要とされている方に贈与したいということで今回の申請に至ったということでした。先ほども申しましたが、申請地は荒れておりますが、草払い等をされて果樹栽培でユズを植え付けるということでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

- （議長）ありがとうございます。2番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について5番委員の調査報告をお願いします。
- （5番委員） おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。権利の種別は有償移転でございます。2筆合計の1,305㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。また、譲受人が現在、申請地の周りで借地にてミシマサイコや野菜等を栽培されておられ、申請地を今回、譲り受けることになりました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断しました。また、周辺地域との関係につきましては、取得する畑の周囲は畑作地帯であり、取得後は薬草を栽培されます。地域の取り決めを遵守し、地域の農地の利用調整に協力されるということです。また、農薬の使用方法について、地域の防除基準に従いますとのこと。以上、報告をいたします。ご審議の方よろしくをお願いします。
- （議長） ありがとうございます。3番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第2・議第26号を議題といたします。事務局係長をお願いします。
- （事務局係長） 日程第2・議第26号 朗読

- （議長）1番から2番について1番委員の調査報告をお願いします。
- （1番委員）おはようございます。議第26号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用地内です。面積は3,971㎡のうち1,884.77㎡、2,870㎡のうち1,095.02㎡です。合計の2,979.79㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりでございます。転用目的といたしまして、資材置場の一時転用です。これは、先月、道路の申請を出されている場所です。位置図をご覧ください。土地の選定理由は、激甚災害対策特別緊急事業の施行にあたり資材、被災倒木仮置き場が必要であるため、やむを得ず一時的に農地を使用するものであるということです。砂防ダムを作る計画でございまして、そこまでに行く途中ですが、倒木が大変多く、倒木等の仮置き場として利用したいということでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番に相当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

続きまして2番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外です。面積は897㎡のうち350㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりでございます。転用目的といたしまして、資材置場の一時転用です。申請地は昨年に許可が下りていた土地ですが、工事をする現場の地盤が非常に緩く、まずは地盤の工事からやり直さないといけないということで、工事期間を一年間延長するとのことで申請が上がってきております。実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番は相当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。以上、ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。1番と2番について報告していただきましたが、審議は分けて行います。1番の報告について質疑はありませんか。
- （3番委員）砂防ダムの建設ということですが、砂防ダムはどの方向でしょうか。
- （1番委員）山つき側から川のほうへ作業予定とのことです。
- （3番委員）資材置場からの距離としてはどのくらいでしょうか。

○（1番委員）山の下の方には、たくさんの松の木が植わっており、その上に杉林がござ
います。砂防ダムは杉林の中に建設するという事です。現地まで行くのに相当の距
離があります。

○（3番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
次に2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第3・議第27号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第27号 朗読

○（議長）人吉市農業委員会の次期農地利用最適化推進委員の選任についてお諮りします。
これまでの流れを説明します。令和5年7月19日任期満了に伴う、農地利用最適化
推進委員の推薦及び応募の募集を令和5年2月20日から令和5年3月20日まで行
い、15地区に15名の推薦及び応募がありました。その後、4月6日付けで評価委
員会に対し、人吉市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する

規則第8条第2項及び人吉市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程第4条に基づき評価委員会開催の依頼をし、去る4月25日の11時から、推進委員の評価委員会が開催され、同日付けで人吉市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則第8条第2項に基づき、15名全て適任の報告を受けております。

4ページから6ページをご覧ください。地区ごとに15名の推進委員が記載されております。目を通していただく時間を5分ほど取りたいと思います。9時50分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

- (議長) 時間となりました。質疑に入ります前に候補者に該当される現委員は一時退席をお願いします。

(候補者に該当する現委員 退席)

- (議長) 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認について質疑はありませんか。
- (17番委員) 15名の名簿が上がっておりますが、最終的に何名の応募と推薦があったのでしょうか。
- (議長) 各地区で話し合い等をしていただきまして、15名中15名でした。
- (事務局係長) 今の質問について補足いたします。応募が3名で推薦を受けられた方が12名いらっしゃいました。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- (8番委員) 候補者一覧表の8番の方は職歴に熊本県に就職や熊本県を退職と記載されておりますが、どういう意味でしょうか。県の職員ということでしょうか。
- (事務局係長) 履歴書に書いてあったとおりに記載をしておりますが、県の職員をされていたようで、熊本県職のほうに入られて退職されたということです。
- (議長) ほかにございませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
承認について異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって推進委員は全員承認されました。

（ 事務局職員に呼びに行く旨を指示、候補者に該当する現委員入室後、着席 ）

- （議長） 承認されましたが、推進委員につきましては改めて郵送で報告されるということです。

日程第4・議第28号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長） 日程第4・議第28号 朗読

- （議長） それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井） おはようございます。お手元の資料をご覧ください。令和5年5月17日付けで、人吉市長から農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まずは1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が16,547㎡、「畑」が0㎡、合計の16,547㎡あがってきております。一番下の所有権移転はありませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が1件、再設定が5件、合計の6件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に3ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が5,164㎡、「畑」が0㎡、合計の5,164㎡になります。以上、報告を終わります。

- （議長） ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時4分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長） 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第5・議第29号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長） 日程第5・議第29号 朗読

- （議長） それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井） 初めての議案になります。令和5年4月1日に「農業経営基盤強化促進法」と「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正されたことにより、新たに提出されたものです。

お手元の緑色の1枚紙をご覧ください。4月27日に開催された担当者会議で示された資料の一部を印刷しております。上段の資料①では機構を介した貸借の改正点について（1）基盤強化法での相対での農地の貸し借りは無くなるが、経過措置として施行日から2年間は利用可能であること。現在の利用権設定は、本来、法律は無くなっておりますが、令和7年3月31日までは利用可能であるという意味です。（2）農業公社との貸し借りの更新や再配分また、権利の移転については「配分計画」として、これまでは農業公社から県の公告後に農業委員会へ送付され、それを委員の皆様へ回覧していたものが無くなるということです。そして、改正点への対応は①新規の農地の貸し借りについてはこれまでどおり、集積計画と配分計画の一括方式として「農用

地利用集積計画案」に上げます。②更新や再配分、権利の移転については、「農用地利用集積等促進計画」を作成することになります。

下段の資料②をご覧ください。これは農業公社を介しての農地の貸借の流れを旧来式と法改正後式を図示したものです。旧来の真ん中、新規（一括方式）については、基盤法の「集積計画」として現在も実施しております。法改正後の２段目、更新、再配分、利用権移転については、農業公社から受け手への貸借については機構法の「促進計画」として扱うことになります。ただし、一段目の新規については利用権設定がなされる時期までは「集積計画」が存続するので、開始時期が未定となっております。以上、ご説明します。

- （議長）ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。
- （１７番委員）改正前と今についてですが、はっきり言ってどこが違うのでしょうか。
- （事務局 坂井）今までの配分計画が簡単に言うと無くなるということです。今までは集積計画と配分計画がありましたが、集積計画は農業公社へ貸す方です。配分計画は農業公社から耕作者に配分することでした。今現在、昨年１２月から一括方式ということで一緒に議案に上げております。それが今までのやり方でした。これはあくまで新規の方です。ただ、途中で相手が変わったり、配分計画の期間は５年間しかありませんが、農業公社へは１０年貸すけれども、農業公社から耕作者へは５年間ということがあるので、次の２回目は新規とは言いません。これは再設定、更新です。もしくは諸事情で相手が変わることがあります。途中で合意解約をされたり、使用貸借から貸借への変更をされたり、貸借が使用貸借に変更をされたりする場合があります。新規ではなく途中で変わった場合もあります。それについては今までは、配分計画という形で先に農業公社のほうで決したものを農業委員会へ送ってきて、それを皆さんに回覧しておりました。それが無くなります。要するに新規ではない転貸の部分については、促進計画のほうに入れております。農用地利用集積等促進計画総括表をご覧ください。利用権転貸の部分に数字が入っていると思います。３年と７年に田と畑の面積が入っております。要するに転貸というのは、農業公社が所有者から借りた農地を耕作者へ貸し付けることを転貸と言いますので、配分計画の部分がここに入ります。本来であれば上の部分に今は何も記載されておりましたが、新規があった場合にはここに記載されます。まだ、新規のほうに入っていないのは、利用権設定の猶予期間が２年間ありますので、それについては集積計画の方で見なさいとなっておりますので、まだ記載しておりません。まだ、準備が出来ておりません。今は転貸の部分しか入れられませんが、促進計画になります。よろしいでしょうか。県の方からこのようなやり方をしなさいとお達しがございました。

- （議長）どうしても分からないときには、直接、坂井さんへ聞いていただければと思います。
- （17番委員）よく分からなかったのですが、これからもこういう形になるということですか。
- （事務局 坂井）はい、そうです。4月27日の担当者会議のほうで説明をされて、熊本県一斉になっていると思います。今までは集積計画と配分計画の二本立てでしたが、2年間の猶予があるために集積計画（案）は今もあります、その間に農業振興課と農業委員会で力を合わせて地域計画を作らないとなりません。その時には完全に令和7年の4月1日からは変わります。その時には最低でも集積計画は無くなります。全部促進計画に戻しなさいとなっておりますので、そのうちに集積計画が無くなって促進計画一本になります。その経過措置となります。
- （2番委員）今の利用権設定はあと何年先までいいのですか。猶予期間中なので2年間は大丈夫ということですか。
- （事務局 坂井）はい。厳密に申し上げますと、令和7年3月31日までの契約を結んだものになります。契約期間については1年であろうが10年であろうが有効になります。
- （2番委員）それを過ぎた後はどうなるのでしょうか。
- （事務局 坂井）全部促進計画になります。
- （2番委員）そうすると、農業振興課で手続きになり、農業委員会での申請の手続きは受けられないのでしょうか。
- （事務局 坂井）利用権設定が無くなって全部、農地中間管理機構を通した貸借に変わります。
- （13番委員）相対での利用集積が無くなる、施行日から2年間は利用可能。あと2年間は今までどおりできるが、契約期間は2年間しか出来ないわけではなく、10年でも20年でも大丈夫ということでしょうか。

○（事務局 坂井）要するに2年間の間に契約を結んでいただければ、令和7年3月31日からの契約をしてもらえれば、良いわけです。

○（議長）よろしいですか。分からない方は事務局の坂井さんまでお願いします。2年後、近くなったときにもう一度説明をしていただければと思います。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。原案説明のとおり、ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。これで本日の議事は全部終了いたしました。これにて令和5年度第5回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時15分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員